

職場の健康保険に加入していて、会社などを

# 退職・転職されたみなさまへ

会社などを退職したり、新たに就職したりすると、今まで加入していた健康保険の給付が受けられず全額自己負担となってしまうたり、保険税(料)の過払いをしてしまうことがあります。そのようなことにならないよう国民健康保険への加入・脱退の手続きは、すみやかに行いましょう。



## ●退職したとき

(退職してから日にちを空けずに)  
他の職場に再就職する人

再就職先の健康保険の被保険者となります

※ただし、再就職先で健康保険に加入しない場合は、国民健康保険への加入手続きが必要です

職場の健康保険を継続したい人

一定の条件を満たせば任意継続(2年間)ができます

扶養家族になる人

家族が加入している健康保険の被扶養者となります

自営業を営む人

再就職しない人

退職してから再就職までに日にちが空く人

国民健康保険への加入手続きが必要です

※75歳以上の人(一定の障害がある人は65歳以上)は、後期高齢者医療制度の対象となります。

## ●就職したとき

職場の健康保険に加入する人

国民健康保険からの脱退手続きが必要です

## 国民健康保険(国保)への

### 加入の手続き

国保に加入するには、届け出が必要です。

届け出が遅れると、さかのぼって保険税(料)を支払ったり、医療費を全額自己負担しなくてはいけなくなります。



#### 届け出の方法

退職した日の翌日(国保の資格は、この日から発生)から14日以内に、本人がお住まいの市町村の国保窓口へ届け出てください。

#### 届け出に必要なもの

「社会保険の離脱証明書」、「印かん」、  
「マイナンバーカード(個人番号カード)」  
(もしくは「通知カード」と「写真付身分証明書」)

※国民年金の加入手続きを同時にするときは、年金手帳も併せて持参してください。  
社会保険の離脱証明書については、退職された会社(事業所)へお問い合わせください。



### 脱退の手続き

国保を脱退するには、届け出が必要です。  
届け出が遅れ、国保の被保険者証で受診してしまうと、国保分の医療費をあとで返さなくてはいけなくなる場合や、健診費用を後日負担していただく場合があります。

また、届け出をしないと、保険税(料)を二重に請求されてしまうことになります。



#### 届け出の方法

職場の健康保険に加入した日の翌日(国保の資格は、この日からなくなる)から14日以内に、本人がお住まいの市町村の国保窓口へ届け出てください。

#### 届け出に必要なもの

「国保の被保険者証」、  
「加入した職場の健康保険証」(※)、  
「印かん」、「マイナンバーカード(個人番号カード)」(もしくは「通知カード」と「写真付身分証明書」)

※資格取得日がわかる証明書でも良い場合があります。



上記手続き(届け出に必要なもの)は、市町村によって異なる場合があります。  
詳しくは市町村の国保窓口にお問い合わせください。

群馬県市町村国民健康保険・群馬県国民健康保険団体連合会